

# 国士舘大学共同研究取扱規程施行細則

制定 平成21年10月28日

改正 平成24年4月25日

(趣旨)

**第1条** この細則は、国士舘大学共同研究取扱規程（以下「規程」という。）第26条に基づき、国士舘大学（以下「本大学」という。）における外部機関等との共同研究（以下「共同研究」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(契約期間)

**第2条** 契約期間が複数年にわたる場合において、外部機関等が本大学に係る共同研究に要する経費を分割納付で希望する場合には、契約書にこれらの内容を反映させるものとする。

(便宜供与)

**第3条** 外部機関等共同研究担当者は、本大学図書館・情報メディアセンター等の施設を利用（物品の使用を含む。）することができる。

(安全確保)

**第4条** 外部機関等共同研究員が共同研究の従事中に人身事故等に遭遇した場合は、原則として外部機関等共同研究員が所属する補償制度で対応する。

2 本大学の共同研究担当者は、安全確保の観点から派遣された外部機関等共同研究員に対して安全管理に努めるとともに特殊な機械、設備の操作等や非常時の処置に関する安全教育を行うよう留意するものとする。

(共同研究費の請求等)

**第5条** 共同研究の開始は、原則として共同研究費の納入が確認された日とする。

2 共同研究費（外部機関等研究員の研究費を含む。）の請求については、原則として同日付けをもって請求書を発行する。ただし、外部機関等共同研究員が所属する機関から延納願いの提出を求められ延納願いが承認された場合は、その日から共同研究を行うことができる。

3 共同研究開始の日から30日以内に請求を行うものとする。

(共同研究の受入れ)

**第6条** 学長は、規程第5条に基づき受入れを決定する場合は、相手方との利害関係等、研究教育等に支障がないことを判断した上で決定するものとし、その手続については、本細則第9条の所定書類をもって行うものとする。

(契約締結伺書)

**第7条** 学長は、理事長に契約の締結を依頼する場合は、速やかにこの細則第9条の所定書類を教務部学術研究支援課に送付する。

2 教務部学術研究支援課は、内容等の照査を行い、契約締結の後、完成した契約書を外部機関等へ返送する。

(期間の延長)

**第8条** 規程第15条第3項において、理事長と委託者が協議して定めた期間については、当該特許権等を独占的に実施したときから2年間を基本とする。

(提出書類)

**第9条** 共同研究締結に必要な関係書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 共同研究申込書 (外部機関等が提出するもの) 様式第1
- (2) 共同研究申請書 (本学の専任教員が提出するもの) 様式第2
- (3) 共同研究契約書

附 則

この細則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

共 同 研 究 申 込 書

(機関の長)

殿

外部機関等  
住 所  
団体名  
代表者名

印

国士舘大学共同研究取扱及び同施行細則を遵守の上、下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

1 研究題目							
2 研究目的と内容	(研究目的)						
	(研究内容)						
3 研究者							
4 予算 (消費税及び間接経費を含む)	直接経費						円
	間接経費						円
	合計						円
5 外部機関等共同研究員 (所属・職・氏名)	氏名	所属・職			派遣の有無		
6 研究担当希望教員 (所属・職・氏名)							
7 研究期間(予定)	平成 年 月 日		から平成 年 月 日		まで		
8 研究実施場所	大 学						
	外部機関等						
9 2会計年度以上にわたる研究の場合は直接経費の全体計画	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度			
	千円	千円	千円	千円			
10 提供施設等 (型式・数量)							
11 事務担当者名 連絡先(電話、FAX、Eメール)							

様式第2

## 共同研究申請書

平成 年 月 日

(機関の長)

殿

所属機関・職等

名 称

代表者

印

国土舘大学共同研究取扱規程及び同施行細則を遵守の上、下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

1 研究題目	
2 研究目的及び内容	
3 研究期間	契約締結年月日から平成 年 月 日まで
4 共同研究の相手方 名称及び代表者名	
5 企業等研究員研究費	円
6 研究に要する経費 のうち企業等負担額	円
7 本学の共同研究担当者	
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 共同研究申込書 <input type="checkbox"/> 共同研究契約書(案)